

知多市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

1 条例制定の趣旨

近年、建設現場等で生じた大量の建設残土が、全国各地の農地や山林に投棄され、景観悪化や崩落の危険が生じており、知多市においても、建設残土の投棄により、堆積した土砂等の崩落、粉塵の飛散、汚染された土砂等による土壌汚染等が危惧されます。

産業廃棄物と異なり、有害物質を含まない土砂等の埋立て等には、現在、明確な法規制がないことから、各自治体において対応していく必要があります。

そこで、土砂等の埋立て等を規制する条例を制定し、住民の生活環境の保全及び安全の確保を図ります。

なお、条例の施行日は、令和4年4月1日です。

2 条例の目的（第1条関係）

この条例は、土砂等の埋立て等について、市、事業者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び安全の確保に寄与することを目的とします。

3 定義（第2条関係）

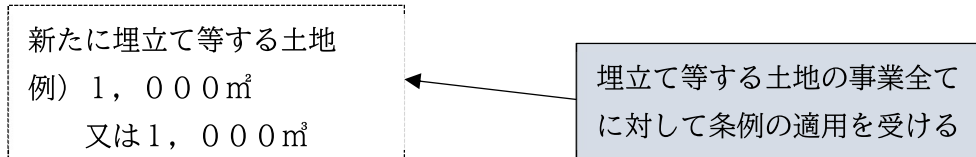
この条例における用語の定義は、次のとおりです。

土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土（廃棄物又は汚染土壌を除く）
改良土	土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し、安定処理したもの
再生土	産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥に限る。）の脱水、混練その他の処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するもの
埋立て等	土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為
事業区域	埋立て等を行う区域
事業者	埋立て等に関する事業を行う者

4 適用事業（第3条関係）

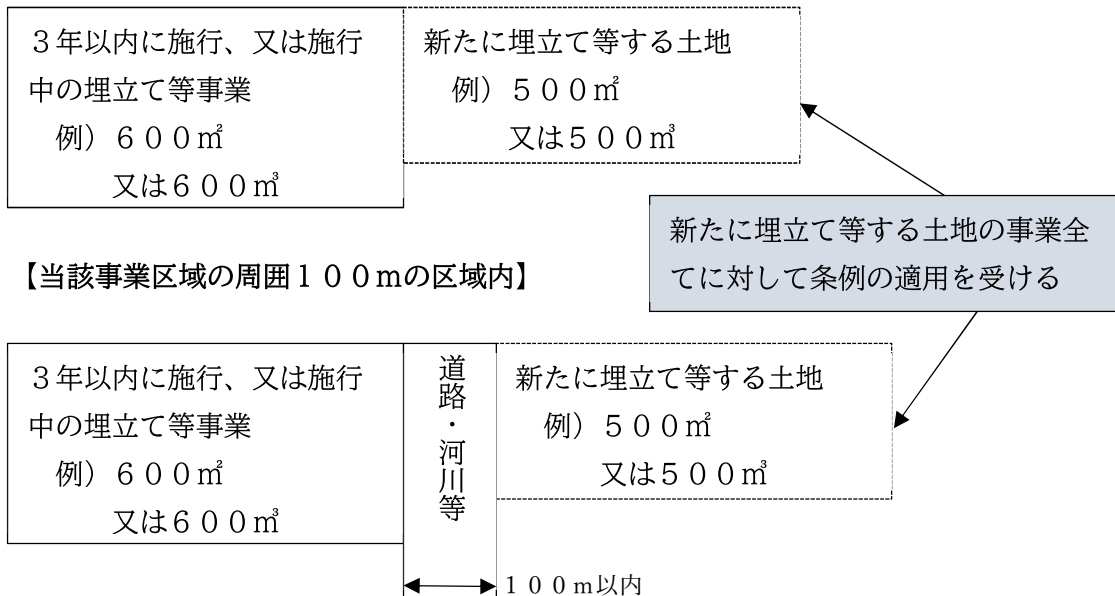
この条例を適用する埋立て等の範囲は、次のとおりです。

- (1) 事業区域の面積が1,000㎡以上又は埋立て等に係る土砂等の体積が1,000㎡になる場合



- (2) 事業区域の面積が1,000㎡未満かつ埋立て等に係る土砂等の体積が1,000㎡未満の埋立て等であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、同一の事業者が当該埋立て等に関する事業を開始しようとする日前3年以内に埋立て等を完了し、又は施行中である埋立て等に供する区域の面積を合算して1,000㎡以上又は埋立て等に係る土砂等の体積を合算して1,000㎡以上になる場合

【隣接する区域】



5 適用除外（第3条関係）

次に掲げる埋立て等については、適用を除外します。

・ 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団

- (2) 土地改良法の規定により認可された土地改良区及び土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人
- (10) その他、市長が認めるもの

・他の法令の規定による許可等を受けて行う埋立て等

- (1) 文化財保護法の規定による許可を要する行為
- (2) 森林法の規定による許可を要する開発行為及び保安林における許可を要する行為
- (3) 砂防法の規定による砂防指定地域における許可を要する行為
- (4) 道路法の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (5) 宅地造成等規制法の規定による許可を要する行為
- (6) 河川法の規定による許可を要する行為
- (7) 港湾法の規定による許可を要する行為
- (8) 都市計画法の規定による許可を要する行為
- (9) 公有水面埋立法の規定による免許を要する行為
- (10) 建築基準法の規定による許可を要する行為
- (11) 自然公園法の規定による普通地域内における届出を要する行為
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による急傾斜地崩壊危険区域域内における許可を要する行為
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において行う行為
- (14) 土壌汚染対策法の規定による届出を要する行為

・その他規則で定める埋立て等

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる次に定める範囲の農地改良に伴い行う埋立て等
 - ア 盛土した部分の高さの最大値が1 m以内
 - イ 切り下げた部分の深さの最大値が60 cm以内
 - ウ 掘削した部分の深さの最大値が60 cm以内
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
- (3) 駐車場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為と

して行う埋立て等

- (4) 土地の所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う埋立て等
- (5) 採石法、砂利採取法、その他の法令等に基づく許可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う埋立て等
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う埋立て等

6 関係者の責務（第4条～第7条関係）

市、事業者、土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務は、次のとおりです。

(1) 市の責務

- ・市内における埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等が行われることのないよう監視に努めなければならない。

(2) 事業者

- ・埋立て等を行うときは、当該事業区域の周囲300mの範囲内の土地に現に居住する住民の理解を得るよう努めなければならない。
- ・土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- ・埋立て等の実施に際し、通行及び近隣の土地利用に支障が生じないように配慮しなければならない。

(3) 土砂等を発生させる者

- ・土砂等の発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。
- ・当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(4) 土地の所有者

- ・当該所有する土地において、不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。
- ・事業区域内において、事業者が行う埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。
- ・土壌の汚染及び災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を提供してはならない。
- ・事業者が、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じない

- ときは、当該事業者によりその措置を講じなければならない。
- ・埋立て等の実施に際し、通行及び近隣の土地利用に支障が生じないように配慮しなければならない。

7 許可基準（第8条～第30条関係）

許可基準は、次のとおりです。

- ・埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。
- ・埋立て等が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の事業を阻害するおそれがないこと。
- ・土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当すること。
- ・埋立て等が施工基準に適合していること（条例施行規則で定める別表第1）。
- ・生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準を満たしていること（条例施行規則で定める別表第2）。
- ・埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。
- ・知多市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- ・事業区域内の土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の同意を得ていること。
- ・隣接地権者等及び周辺住民に対し、事業区域の埋立て等の計画について説明会を開催していること。
- ・埋立て等の施工期間中、事業区域内であって公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置すること。
- ・施工管理者を設置すること。
- ・着手した日から3か月ごとに区分した各期間ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行うこと。
- ・2年以内に完了する事業計画であること。

8 罰則（第31条～第33条関係）

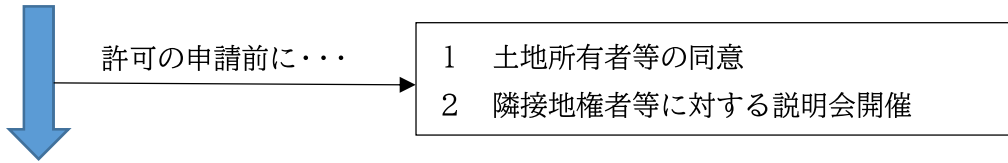
本条例の罰則を次のとおり定めます。

- ・措置命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ・改善命令に違反した者は、最高で50万円以下の罰金に処する。

9 事業の手続き（流れ）

○ 事業を開始する前に行うこと。

① 事前打合せ



② 許可の申請（申請書等の提出） ※審査には、1か月程度必要

【必要書類】

申請書：埋立て等許可申請書（第2号様式）

添付書類：1 土地の所有者等の同意書（第3号様式）

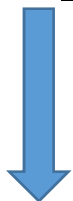
2 説明会報告書（第4号様式）

3 その他規則で定める書類

（隣接地権者等の承諾書、搬入計画書、土砂等発生元証明書、事業区域の位置を示す図面 など）

○ 事業の許可がおりたら行うこと。

① 事業着手前



着手7日前まで ⇒ 埋立て等着手届出書（第19号様式）の提出

着手日まで ⇒ 土砂等の埋立て等に関する標識（第20号様式）の設置
施工管理者の設置

② 事業着手



事業期間中

- ・ 埋立て等施工管理台帳（第25号様式）の記録
- ・ 土壌の調査等の報告（地質分析結果証明書（第10号様式））
職員立会の上、事業着手から3か月ごとに土壌の調査をし、
結果を報告（900㎡以内の区域に等分した個所毎に作成）
- ・ 埋立て等の休止、再開の届出

③ 廃止・完了

事業の廃止・完了の届出（14日以内）

詳細は、条例又は条例施行規則を御確認ください。

【お問い合わせ先：知多市環境経済部 環境政策課 TEL:0562-36-2660】